

平安中期における声明実唱の一考察

天 納 傳 中

日本における最も古い声明の伝統は勿論奈良仏教に於ける声明であるが、これは現在伝承されている諸声明の基礎とはなっていないと考えられている。日本に現存する諸声明の事実上の源は延暦二十三年(八〇四)に最澄と空海が入唐し天台・真言の二宗を伝え、さらに円仁の入唐による声明伝来であると考えられている。

「魚山声明相承血脉譜」⁽¹⁾によれば、慈覚大師円仁は将来した多くの声明曲の内、次の五曲を専門的に分けて相伝している。その五曲とは、長音供養文・独行懺法・梵網戒品・引声念仏・長音九条錫杖

である。この五曲を伝授された諸先徳の中で、五大院安然は当時の声明梵唄の楽理の水準を示すものとして著名な「悉曇藏八卷」⁽²⁾を撰している。

安然の「悉曇八卷藏笛の説」すなわち平安初期に書かれた悉曇藏による横笛の五音がその後の声明の基本的な楽理であり、現行声明音律の基礎であり、日本における楽律の記述と

して最も古いものであることは周知の事である。

安然は承和八年(八四二)の生れであり、延喜十五年(九一五)の入寂であるから、平安中期の声明師としてここに取上げんとする大法師浄藏(八九一—九六四)の若年の頃と安然の晩年が重なっているのである。

浄藏は、魚山声明相承血脉譜によれば、慈覚大師—日藏—浄藏と云う系列によつて、「魚山声明五箇の秘曲」の内、長音九条錫杖を相承している声明師である。安然は平安初期における声明楽理についての資料を残した声明師としても高く評価されているが、声明実唱に関する記録が残されてはいない。また悉曇八卷藏の第二卷笛の説を除けば、音のもつ密教的意味の意義づけの記述が多く、声明実唱上の楽理として受けとめるには至難な問題が多いのである。しかしこの安然と同時代・同系列の声明師として実唱上の資料が残されているのが浄藏なのである。この声明師浄藏の記録を繙くことにより、平安中期における声明実唱の実態を推考しようとするも

のである。

「大法師淨藏(3)」によれば、釈淨藏、俗姓三善氏、右京三坊の人也と云うから、京都の生れである。先祖は百濟國速古王であり、父は從四位上清行卿・母は弘仁帝(嵯峨天皇)の孫女でその八男であるという。寛平三年(八九二)の生れで四歳の時千字文を読み、七歳にして出家し、十六歳の時叡山の玄照より兩界三部之大法を受け、十八歳の時大慧大法師(安然の弟子)より悉曇を學んだと云う。

また淨藏は、絲竹之曲調を知るによつて殊に悉曇の音韻を朗す也とも記されており、十九歳のとき誓いて三箇年を期して横川の苔洞に蟄居し、六趣群類拔苦与樂の爲に毎日法花經六部を誦し、三時に行法を修し六時に闍伽を備へ、毎夜六千反の禮拜を行なつたと云うのである。まさに超人的な苦行を行なつたわけであるが、その間に不思議にも侍者が現われて鐘を打つたり供華の櫛を採つたりして淨藏を助けたという。時に檀主ができて五条袈裟を寄進したので法師がこれを着用したところ件の侍者が大いに墮り、口より火を吐きてこれを焼いてしまつた。そのわけは不淨人が裁縫したものであつたからだといふ。但、他の衣服は焼けなかつたので見ていたものは不思議がつたと云うことである。

また淨藏は、大峰山・葛木山・那智山・白山など山岳仏教の行場に於いて各種の修行をおこない、それぞれの場におい

て神異を示したことが淨藏伝に記されているが、ここで取上げようと思ふのは淨藏の声明実唱における記録である。

(一) 仏名会梵音の項

醍醐御宇法師為定額參勤御仏名、而梵音頌之間、平塞比坐、密語人云、頌曲頗不例矣、法師自殿上退下、平塞來宿所談話之間、藏人公忠被宣旨云、以此酒酥菓等可賜導師大法師等、但今夜梵音尤美好也、導師等宜伝習後勤之者、平塞聞此宣旨報面矣

これは醍醐天皇(八九七—九三〇)の御代に宮中にて仏名会が嚴修されたときの記録である。淨藏が定額僧として仏名会に參勤して梵音と云う声明曲(仏名会の梵音は導師が独唱するものであるが法親王が導師をなさるとき代理を立てることもあつたようである)を唱えたところ平塞と云う沙弥が密かに隣人に批評して頌曲(梵音曲)頗る例せずと云つていたのであるが、宿所に退出してから藏人公忠を通じて、「今夜の法会における梵音は尤も美好であつた。導師以下出仕の者達はもつと伝習を重ねた上で法会に出仕するようにせよ。」との宣旨があり參勤者に酒酥菓等を賜つたので平塞は赧面したと云う記述である。

これだけでは平安中期に仏名会がよく行なわれたと云うことと、淨藏が梵音曲を美好に唱えたと云うことしかわからな

(二) 桜花会唄師の項

仁和寺桜花会、法師為唄師勤之間、中納言藤原朝成千時頭云、唄音大誤云々、法師奇思且干、法会事畢、亭子

第八親王召法師感唄曲殊有勅禄、又勸杯酒之次、

法師啓親王、甚称有興、即召中納言令尋其誤之

処、納言理伏啓云、唄曲事は臣等之狂言也云々、

これも同じ醍醐天皇の御代のことであるが、仁和寺で桜花会があり浄蔵は唄師を勤めたのである。(唄師の役は大導師につぐ上臈の役である)それを中納言藤原朝成が、「唄音大誤云々」と批判したのである。しかし亭子第八親王(宇多天皇の別名を亭子院と云う)は浄蔵をお召しになり彼の唄曲に感心されて勅禄を賜わつたり杯酒をいたしたのであるが、中納言の申したことに関心を示されてお召しになり、どこが誤りであったのかとお尋ねになつたところ、中納言は、「唄曲を批判したことはこれ臣等の狂言でありました。」と申し上げたと云うのである。

(一)・(二)の資料により推考できることは、平安中期に於て、当時の天皇・親王・公卿達が各種声明曲を理解していたと云うことである。理解していなければ批判もできない、声明に指定された音位についても関心を示すべくもないのである。故に理解していたとは実唱ができる程理解していたと云うことである。今日大原魚山三千院に残っている御懺法講と云う

法要は、平安期にはじまると云われる宮中御懺法講法要の名残りであるが、明治以前は勿論法親王が調声と呼ばれる大導師を勤められたし、明治以後において、調声は門跡が勤めるようになつても二・三名の公卿が共に出仕して法要が相勤まつていたのである。

比叡山延暦寺に於て毎年五月十七日に行なわれている桓武天皇講と云う法要は、三千院の御懺法講法要と全く同じ形式の法要であるが、この法要には出仕僧の中から役名として「大臣・大納言・小納言」の三役が指定されてその役として出仕しているし、作法は天皇が随喜しておられる形をとり、天皇の御使用になる華籠を大臣が膝行して御前に献じたり、行道中に天皇の御前を膝行したりする作法が嚴格に残されているのである。

故に天皇・親王・大臣・納言達は法要の次第・作法・音用を充分理解して実唱できたと云うことであり、そのためにはそれらの方々に声明を教授申し上げる声明師が存在していたであろう事も想像に難くないのである。

時代はすこし下るが、後白河天皇が嘉応元年(一一六九)に出家され法皇になられたのであるが、この法皇に声明を教授申し上げたのが良忍上人の弟子家寛であることは、魚山声明血脈譜等により裏付けられている。

また妙音院大政大臣師長公には良忍の弟子多武峯住僧頼澄

の弟子玄澄が教授しているし、青蓮院宮慈鎮和尚には家寬の弟子智俊の弟子蓮戒房浄心が教授しているのである。

安然・浄蔵の時代においてもそのような事実の存在したことを推考することができるのである。

(三) 仏名会平調の項

天曆年中、法師為_三定額第一、勤_三仕仏名導師、着_三札板_一之_二尅、宣旨云、今夜作法以_三平調_一可_レ勤_レ之者、即任_三宣旨、自_レ仏名頌以_三平調_一唱_レ之、則御帳中有_三箏声_一、六種之間、音韻暗合、不堪_三御感_一、則賜_三御衣_一漸尋_三事情_一、為_三試_三法師之絲竹之妙_一、調_三箏於平調_一隱置_三之所_レ被_三仰下_一也、_□樂器調之得猶以難也、矧平暗出_レ音合_レ之、更所_三人々不_レ知也、此道極妙、本朝絶倫矣、

これは天曆四年(九五〇)の仏名会に於て法師浄蔵は定額僧の第一(大僧正?)であつたので仏名会の導師をおおせつかり、村上天皇の宣旨に應じて絶対音高で声明を唱えて、声明師としての面目をほどこしたと云う記述である。

仏名会導師作法について大原魚山の覚秀の「声明調子之事」⁽⁴⁾によれば、仏名会は、本調子平調・常用は一越調となつている。はじめの札仏頌は中曲・平調で常用は一越調と定められていて導師の発音(ほつとん)にて始まることになつてゐる。

浄蔵伝には、導師である浄蔵が礼盤に登り導師作法を修せ

んとするときに、「今夜の作法は平調で勤めよ」との宣旨があつたので、浄蔵が宣旨の通り札仏頌より平調にて唱えていると御帳の中から六種の箏声がしたと云うのである。(六種とは平調の宮・商・角・徴・羽・宮の五音のオクターブであり、六絃の和琴であつたと思われる。一本に箏と云う説があるが、箏なら平調に合わせておく必要もないのである。)そして浄蔵の声明の声と箏の音と音韻が暗合したので天皇は御感に堪えず御衣を賜わつたと云う。これは天皇が浄蔵の糸竹の妙を試すため平調に合わせた箏を御帳の中に隠し置かれて音を合わせておられたのである。

そして天皇は、樂器によつて音の高さを取ることですら容易なことではないのに、何の音もないところで正しい音位(絶対音高)をとり出すことができるとはまさに此道極妙・本朝絶倫なりとおほめの言葉があつたと云う。

この資料によつても、浄蔵が絶対音高で声明を唱え得る名手であつたことは勿論のこと、村上天皇が仏名会の声明曲を完全に自分のものにしておられ、しかも箏の演奏ができる音楽的水準の方であつたと云うことがわかるのである。

平安中期の声明実唱の水準がかくの如くであつたか、または常にそれを目標に置いていたかであろうことが、このような伝記を作らしめたのであろう。この事は、声明樂理を大成した一つの根拠としての「声明用心集」を著した鎌倉期の魚

山声明師蓮入房湛智以前においてすでに声明演奏における五音十二律の重要性がとりあげられていたことがうかがえるのである。

現在の日本仏教界に於ける僧侶の日々の勤行や大法要に於ける声明曲の実唱においても、各種声明曲を指定された旋法や調子で実唱することは高度な目標に掲げられているだけで決して解決し達成されてはいないと云うことを考えるとき、平安中期の声明家たちの水準の高さに今さらながら目をみはるのである。

- 1 魚山叢書・舌・九十五・京都市左京区大原勝林院藏
 長首供養文・円仁―湛芸―安然―玄静―寂照―覚超―覚燈―
 広明―法円―賢源―尋宴―良忍
 独行 懺法・円仁―安芸―平願―法仙―覚運―皇殿―覺尊―
 瞻西―良忍
 梵網 戒品・円仁―安恵―安然―尊意―源信―覚超―懐空―
 寛誓―良忍
 引声 念仏・円仁―相応―義性―法禪―証範―実性―覚忍―
 法円―賢源―尋宴―良忍
 長音 錫杖・円仁―日藏―淨藏―覚忍―盛時―公任―懐空―
 延殷―寛誓―良忍
- 2 五大院安然撰・元慶四年（八八〇）・大正蔵八十四
- 3 続々群書類従三史伝部所収
- 4 魚山叢書・鼻・四十五・勝林院藏

執筆者紹介（六）

- 河野 憲 善（島根大学名誉教授）
 末木 文美士（東京大学大学院）
 松井 孝 純（法華宗教学研究員）
 中島 亮 一（神奈川県立博物館主任研究員）
 大谷 哲 夫（曹洞宗宗学研究所講師）
 中村 孝 也（寺院住職）
 田中 祥 雄（大正大学講師）
 辻村 繁 一（会社社長）
 近藤 祐 昭（同朋大学講師）
 見理 文 周（駒沢女子短期大学教授）
 坂内 龍 雄（寺院住職）
 岩佐 貫 三（佼成図書館館長）
 田中 敏 雄（東京外国語大学助教授）
 坂田 貞 二（拓殖大学助教授）
 片岡 弘 二（大阪外国語大学講師）
 白崎 顕 成（大阪工業大学講師）
 松本 照 敬（立正大学短期大学部助教授）